

協働環境委員会会議録

令和8年9月16日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：51

【 案 件 】

1. 議案第 96号 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
2. 議案第105号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）
3. 議案第106号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市総合体育館ネーミングライツパートナー募集について （スポーツ振興課）
2. 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査について （環境対策課）

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第96号 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第96号 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書59ページをお願いいたします。地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するため、飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案書60ページをお願いいたします。個人情報保護の観点から、認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止するなど見直しが行われたことに伴い、飯塚市認可地縁団体印鑑条例で引用しております認可地縁団体の台帳に関する条項と代理人に関する条項が移動したことから、条項ずれが発生いたしましたので、改正後の同規則の条項に改正するものでございます。

施行日は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行日である令和8年10月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第96号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

条例の条項が変わったということは理解いたしました。

今説明の中で、代表者の告示をしなくてよくなったというような理由を言われていましたが、それはどういうことなのか、具体的なことを教えてもらっていいですか。

○市民課長

今までは代表者等の個人の住所を告示しておりましたけども、それをしなくなったということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 9 6 号 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 0 5 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）」及び「議案第 1 0 6 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上 2 件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第 1 0 5 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）」並びに「議案第 1 0 6 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、関連議案となりますので、一括して補足説明をさせていただきます。

サンビレッジ茜につきましては、公共施設等のあり方に関する第 4 次実施計画に示しております民間事業者による管理運営へと移行するに当たり、条件整備等を検討してまいりました。このたび、サンビレッジ茜民間利活用方針を定めました。本日の追加議案につきましては、この方針に沿ってサンビレッジ茜の早期再開に向けて進めていくためのものがございます。

全体像を委員の皆様にご理解いただくに当たり、資料に沿って説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。サンビレッジ茜民間利活用方針についてです。

サンビレッジ茜は皆様御存じのとおり、令和 8 年 4 月 1 日より一時休止しています。これまで存続を望む様々なお声を頂いております。市としましても、これまでサンビレッジ茜が果たしてきたこともたちへの体験学習の場や市民の交流やレジャーの場としての役割を大切にしながら、民間事業者の知識やアイデア、何よりも民間投資を用いて新たな要素を取り入れた魅力ある施設を目指して、このサンビレッジ茜民間利活用方針を定め、民間事業者による再開を図るものがございます。

施設の概要については説明を割愛させていただきます。

次のページを御覧ください。施設の方針についてです。先程も述べました、サンビレッジ茜がこれまで果たしてきたこともたちの体験学習の場、市民の交流やレジャーの場としての役割を大切に継続しながら、次の 5 つの基本方針を柱として、民間事業者のアイデアや経営力を活用し、より多くの人に楽しんでもらえる魅力ある施設を目指すこととし、1 つ目、「市民から親しまれ、初心者から上級者までどんな人でも楽しめるスキー場運営」、2 つ目、「スキーや自然体験など子どもたちの健全な成長に繋がる事業の実施」、3 つ目、「市外・県外から人を呼び込む新たな観光・交流拠点」、4 つ目、「地元特産品の活用や地域資源との連携による地域経済の活性化」、5 つ目、「適正な土地及び建物の管理」、以上の 5 つの方針を立てております。

本方針はスキー場経営の継続によって、市内外から多くの利用者の誘客を図るとともに、子どもたちへ体験型学習ができる場所を残しつつ、民間ノウハウによる新たな魅力の創出並びに筑穂地域の経済やまちづくりの活性化につながるような運営と、土地と建物を貸し付けるという条件の下、サンビレッジ茜は市民の財産でもございますので、将来にわたって適正な管理運営を民間事業者へ求める条件として設定したものでございます。

以上の 5 つの方針に沿って、新たな施設運営の提案を公募型プロポーザル方式により、広く、よりよい提案を募集するものでございます。

次に、再生方法についてでございます。サンビレッジ茜は民間事業者が持つ経営力や新しいアイデアを活用することで、これまで以上に魅力ある施設へ発展できる可能性がまだあると考えております。

民間事業者による長期の安定した施設運営を推進していただくため、次の 5 つの支援を行い、

施設の魅力向上と10年以上の施設運営を推進することといたします。

まず1つ目が、「土地及び建物は民間事業者への無償貸付とする。」これにつきましては、これまでの公設から民間での運営とするため、行政財産から普通財産に変更し、広く民間事業者にご提案いただくため、無償貸付けとしたものでございます。

2つ目が、「施設の管理運営は民間事業者が行う。」これにつきましては、これまでは市と指定管理者が管理及び維持補修費を負担しておりましたが、今後は運営する民間事業者にお願いし、市の負担をなくすものです。

3つ目が、「施設利用による収入は運営の民間事業者の収入とする。」これにつきましては、施設の利用収入は民間事業者の収入とし、維持補修等のランニング経費におきましても、民間事業者による安定した運営を図ってもらうものです。

4つ目が「施設再開に必須のライフライン（受変電等設備等電気設備及び給水設備）の復旧にかかる費用について、2億円を上限に市が負担する。」これにつきましては、民間運営での再開を目指す場合であっても、最低限、ライフラインの復旧は市の責務として負担すべきであると判断したものでございます。

5つ目が、「その他新たな設備投資、施設改修、日常的な運営費等は民間事業者が負担する。」これにつきましては、市としては無償貸付けとライフラインの復旧の負担、大きくこの2つを行い、その後の支出は行わず、民間事業者は施設利用収入で運営、管理していくこととなります。

以上の5つの方針で再生を図ることとしています。この方針を進めることで、これまで市が負担してきた運営費を抑えながら、サンビレッジ茜を将来にわたり存続させることができます。

また、民間事業者の自由な発想や投資によって、より魅力的で利用しやすい施設へ生まれ変わることが期待されます。

期待される効果としましては、1つ目が、「子どもたちのスキー体験や自然体験の場を守ることができる。」、2つ目が、「市民が楽しめるスポーツ・交流施設として発展できる。」、3つ目が、「市外・県外からの利用者増加による地域活性化が期待できる。」、4つ目が、「地元産品の活用や雇用創出など、地域経済への効果が期待できる。」、5つ目が、「市は年間約5600万円の支出を抑制し、施設の存続と魅力向上を図ることができる。」このような効果を期待しております。

最後に、スケジュールについてご説明します。本議案が承認されましたら、10月には選定委員会を設置しまして公募を実施したいと考えております。

また、年内には最優秀候補者を決定しまして事業実施の可否を判断し、最終的には3月議会において無償貸付けの議案、補助金の予算、サンビレッジ茜条例の廃止など、関係議案を上程しまして改めて議会の承認を頂くこととして進めたいと考えております。

以上がサンビレッジ茜民間利活用方針についての説明となります。

つきましては、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正しまして、事業者の選定についての審議及び審査を行う「サンビレッジ茜民間運営等事業者選定委員会」を設置するために、議案第106号を提出したものでございます。

また、選定委員会の委員報酬、費用弁償等の経費として7万9千円並びに2億円を上限としたサンビレッジ茜整備事業費補助金を「議案第105号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」として提出したものでございます。

以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

内容は分かりました。このサンビレッジ茜が今まで指定管理でされてあった当時、なかなか

運営する業者が見つからないっていう話でしたよね。ここにきて、いろいろ請願とかも出ましたし、たしか全会一致でしたっけ。いろいろお考えいただいたということはすごく感謝しておりますが、業者さんっていうのが厳しいというもとの答弁だった中で、今回のこの計画によって、こういう形で提示されたということは、このサンビレッジ茜の敷地を全部利用して考えていいよっていう業者さんというのが現実にはいらっしゃるんですか。

○スポーツ振興課長

これまで、サンビレッジ茜の民間利活用については様々な事業者さんのお声を聞きながら、今回最終的にこの利活用方針というのを定めさせていただきました。その中で、条件整備をするに当たりましては、一番最初にお話を進めていく時点では、サウンディング調査からの引継ぎの中で協議していったわけですが、その中ではやはり市の投資というのを大きく求められていた部分があったんですが、なかなかそれが難しいということで、市としては最終的には休止の判断をいたしました。

その後も継続して様々な事業者のご意見等を聞きまして、その中で、最低限稼働できるような状況等があれば検討はするということまではお話はいただいておりますが、実際に公募したときに必ず手を挙げていただけるかどうかというのは分かりません。

○兼本委員

今回予算にサンビレッジ茜整備事業費補助金2億円が債務負担行為で上がっているわけですが、実際手を挙げるかどうか分からない状況で、今回は先ほど言われていた電気、給水設備のみの2億円ということでしたが、これは事前に整備して待っているわけじゃなくて——、ということでもいいんですね。

私が言いたいのは、まだはっきり業者も決まっていない、実際にここをやりたいという方が出てこなかったとしたときに、事前に、先にここの設備整備をするというと、やっぱりそこはちょっとおかしいなと思っているんですね。

ですので、ここは決まった後に、先ほど言われた業者さんが工事をして、その工事をした後に上限2億円の中で飯塚市が協力するというような形ということでよろしいんですかね。

○スポーツ振興課長

今、質問委員が言われたとおりでございます。先ほど説明の中でも触れましたけども、市としましてはまず公募で業者を選定いたしまして、その業者が決まりましたらまた報告いたします。その上で、業者様と協議をした中で、条件が整いましたら年度内に議会の議決を得るために上程させていただくこととしております。

その後、実際に事業者が工事を実施して完了しましたら、その際に実績報告並びに確認を行いまして、先ほど言いましたライフライン復旧部分のみ、補助金という形で事後に支出することを考えております。

○兼本委員

あと、プロポーザルで、指定管理ですか、これは何になるんですしたっけ。

○スポーツ振興課長

指定管理ではございません。今回、行政財産から普通財産に変更しまして、そちらの無償貸付けを行うものでございます。ですので、土地と建物の所有権は市のままとなります。

これはいわゆるPPP、官民連携の中の事業手法の一つ、貸付けというものでございます。

○兼本委員

貸付けをする業者をプロポーザルで選ぶということでもいいんですか。

○スポーツ振興課長

土地と建物について貸付けを行います。あくまでも、民間運営をしていただける事業者のご提案をいただくための公募でございます。ただし、普通財産に切り替えますので、公の施設ということではなくなります。

○兼本委員

そしたら、破損じゃないけど、その施設の損害とかいった責任は当然貸付けをする民間業者の責任になるということだと思うんですが、ここの設備自体もう古いんですよね。例えば、指定管理のときだったら、大きな工事は市が持ちます、軽微な分に関しては指定管理が持ちなさいというようなルールですよね。

ここに関しては、先ほど基本的に全部民間業者というふうに言われたと思うんですが、今後何かあったとしても、全部この施設における故障であったりとか、大きな何かしらの問題があったとしても、全部民間業者が負担する、飯塚市は全く負担しないという理解でよろしいんでしょうか。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、例えば何年間貸付けとかいうのは決まっているんですか。

○スポーツ振興課長

市の条例に基づきまして、普通財産の貸付けで申し上げますと3年間でございますが、今回公募をするに当たりまして、市が求める民間事業者への契約期間については協定で結ぶことを考えておりますが、最低でも10年以上を条件の中に入れる予定でございます。

○兼本委員

最低でも10年以上ですね。例えば10年だったとして、返しますという形になった場合には、そこに民間が投資した部分が今をゼロとした場合に、例えば5とか10とか、マイナス2とかになっているかもしれない。10年後、それはそのままの状態でも返してもらうという形なんですかね。それとも現状の状態に戻して返せというような形を取るんですか。

○スポーツ振興課長

基本、原状復旧というのは理解しておりますが、そこは協議の上で、民間様の投資を含めた施設のほうに変わっていると思いますので、最終的には協議の上で決定していくことを考えております。

○兼本委員

今度選定するときにはどういった内容の協議があつて、こういう形で飯塚市と民間業者との間でこういう協議を結んだというような資料とか、そういったものもそのときに出てきて、私たちもそれで確認ができるということによろしいんでしょうか。

○スポーツ振興課長

先ほど申し上げましたが、話があくまでもまとまればでございますけども、年度内に議会のほうに上程させていただくことは考えております。それまでに、協議が整った時点の協定の案であるとか中身について、あくまでも確定するのは議決後になりますので、その協定内容等についてお示しすることができます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

民間のほうで設備投資をやった場合、契約が切れたときにどうなるかの件なんだけれど、協議っていうお話があったんですが、例えば、民間として10億円の投資をしたと。そして残存価値として帳簿上はまだ5億円残っているんだと。なので、5億円で買い取ってくれと言われたとき、それはそうですねっていう話になるんでしょうか。

○スポーツ振興課長

これはもう公募の時点から条件の中に盛り込むことを考えておりますが、そういった投資をした分については、市は一切補償等はないということを最初から条件の中に盛り込んだ中で、

今委員がご指摘したような形で、市に、例えば残っている分についての補償であるとかいうことを言われたとしても、市としては後々の協定契約に基づいて、一切飲めないという条件を付すことを考えております。

○江口委員

協議の上と言われたんだけど、協議するのは原状復旧するかどうかというふうなところで、そこに対価を支払うという形ではないという理解でよろしいですね。分かりました。

あともう一点、スケジュールなんですが、10月下旬にプロポーザルの募集を開始すると。そして、12月上旬にも最優秀候補者の決定となっているんだけど、募集をして、締切りまではどのぐらいの期間を見込んでいますか。

○スポーツ振興課長

公募のスケジュールでございますが、10月下旬に開始しまして、公募期間は最低でも30日以上は取ることを考えております。その上で、ご提案いただいた内容等の協議がうまく運びましたら、年内に最優秀候補者を決定したいということでございます。

これあくまでもうまく協議が整っていけばのお話ですので、若干スケジュールとしてはずれる可能性もございます。

○江口委員

こういった案件の公募型プロポーザルをするときによく思うのが、期間が短過ぎるのではないかということです。ある意味、民間としては10年のリスクを負うわけですよね。それが募集をして30日の間で決断ができるかというと、それこそ事前に調査をして、ある程度もう煮詰めているところだったら、「いけるね、いけないね」って判断できるかもしれないんだけど、こんな案件があるんだと思って調査を始めた、始める段階の企業グループからすると、30日っていうのはさすがに短過ぎるのではないかと思うんです。

今回の提案をまるっきり否定するものではないんだけど、ここの部分だけ、この公募型プロポーザルの期間に関しては、ある意味もっとゆっくりというか、しっかりと長期間取って、民間の方々が本当に幅広く検討できるような形ですべきだと思います。

関係議案が3月議会上程となっていますが、そこがずれても構わないと思います。それよりも、きちんと長くやっていただける方、それも優れた提案が出て来られるような環境整備をしていただきたい。ぜひそのことをやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長

貴重なご意見をありがとうございます。今後、選定委員会を立ち上げて、公募要件、期間等を含めて委員会の中で最終的に決定していくところでございます。その際、今頂いたご意見はきちんと整理した上で決定していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」及び「議案第106号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申出が

あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市総合体育館ネーミングライツパートナー募集について」、報告を求めます。

○スポーツ振興課長

「飯塚市総合体育館ネーミングライツパートナー募集について」、ご説明いたします。

資料２ページをお願いします。本事業の主な目的としましては本市と民間事業者との協働の下に市有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保とサービスの向上を図ることを目的として、飯塚市総合体育館の愛称の命名権者、ネーミングライツパートナーの募集を行うものでございます。

今回募集する施設は飯塚市総合体育館で、令和５年４月１５日に開館したばかりの比較的新しい施設でございます。開館当初の令和５年度は年間１９万４８３３人の利用者数でございましたが、令和７年度には年間２３万２４０６人となり、年々増加傾向となっております。

次のページをお願いします。年間利用者数が増加している主な要因がプロスポーツの興行など様々なイベントによるものでございます。これは交流人口・関係人口の増加に寄与しており、イベントによっては市内に宿泊して飲食するなど、スポーツツーリズムにも貢献しております。

次のページをお願いします。新たな財源確保につなげるための施策でございますので、企業にとってのメリットが重要となります。

まずは、企業ブランドの認知拡大です。総合体育館に企業の名称または商品等の愛称などを表記することで、年間２０万人以上の施設利用者への周知につながり、企業知名度の向上が見込めます。

また、ネーミングライツパートナーであることをＰＲすることによって、本市への社会・地域貢献事業として企業ＰＲもできます。

施設利用者はもちろんのこと、市民に対しても知っていただくことによって、様々な場面で地域に根差した企業としての存在感を高め、企業イメージの向上にもつながります。

次のページをお願いします。募集の概要についてですが、飯塚市総合体育館の愛称について、本市が考える希望命名権料を年間５００万円、税込み５５０万円以上とし、希望契約期間を５年以上で募集することとしております。

次のページをお願いします。募集のスケジュールについてです。本日の委員会報告後、最終調整を行いまして、今月の後半からでも募集を開始する予定でございます。

なお、公募型プロポーザル方式で募集を行うこととしており、公民連携推進委員会にて審査を行いまして、庁議にて選定を行います。その後、契約を締結しまして、令和９年４月１日より愛称の使用を開始することとして、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査について」、報告を求めます。

○環境対策課長

令和８年７月１３日から８月７日にかけて実施しました「一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査について」、ご報告いたします。

本調査は本市のごみ処理に関する長期的な視点に立った基本的な方針を示す計画を見直すに当たり、市民の皆様の現在のごみの出し方等の意見を把握するために実施したものであります。

資料の１ページを御覧ください。本調査はインターネット回答及び各窓口に設置した用紙での回答で実施し、回答は５８１人、その内インターネットでの回答は４５５人、窓口回答は１２６人となっております。

問【１】から問【６】までは回答者の住まいの状況などを、問【７】から問【１７】まではごみの減量やリサイクルについての質問となっております。

主な回答結果でございますが、回答者は主に６０歳代、女性、１５年以上戸建て住宅にお住まいの方が多い状況でありました。

資料の４ページを御覧ください。問【７】「ごみの減量やリサイクルに関心がありますか」につきましては、回答者の約９４％の方が関心がある旨の回答となっており、市民の方の関心の高さが伺えます。

問【８】「現在のごみの出し方にどの程度満足していますか」につきましては、満足している旨の回答が約７１％、満足していない旨の回答が約２５％となっております、資料の７ページをお願いいたします。問【１０】「現在のごみの出し方や分別に負担を感じていますか」につきましては、負担を感じていない旨の回答が約７９％、負担を感じている旨の回答が約１９％となっております、現在のごみの出し方に不満が少ない状況だと考えます。

資料の８ページには負担を感じている理由、資料の９ページには出し方や分別に負担を感じているごみの種類を掲載しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

つづきまして、資料の１０ページをお願いいたします。問【１３】「ごみを出さない取組として、家庭で行っていることはありますか」につきましては、マイバックを持参し、レジ袋ももらわないようにしているといった回答が回答者の約９０％で多く、余分な買い物をしないことや料理方法を工夫して生ごみ・調理くずを出さないといった取組を行っている方も半数近くおられます。

資料の１４ページをお願いいたします。問【１６】「ごみの分別を増やした方がよいと思われるもの」につきましては、「プラスチック製品」や「小型家電製品」が多くございますが、「負担が増えるので増やさない方がよい」も同様に多い状況であります。

資料の１６ページをお願いいたします。最後の問【１７】につきましてはごみ減量化についての意見や要望等の自由記載欄でございますが、いろいろな意見がありましたので、集計してみますと、「ごみの分別種類の細分化・リサイクルの促進」が多く、次に「新ごみ処理場に対する意見」が多くございました。

以上が調査結果の概要でございます。他の調査項目や自由意見欄等の詳細な説明は省略させていただきます、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

今後は本調査結果も踏まえ素案の作成を行い、その後、パブリックコメント方式での市民意見聴取を行う予定としておりまして、スケジュールにつきましても現在整理を行い、一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めていきたいと考えております。

以上で一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

報告書ありがとうございます。この報告の市民意識調査の集計結果というのは、一般廃棄物処理基本計画の見直しに市民の皆さんの意見がどのように反映されてくるのでしょうか。

○環境対策課長

今考えておりますのは、ごみの分別を増やしたほうがよいという意見の中でもプラスチックとか小型家電製品というのが出ております。

今回はまだ結果は出ておりませんが、前回のごみ分析調査の結果でも、プラスチック製品というものがごみの分別の中でも多くございましたので、そこら辺を回収できるような政策

ができないか、ごみ収集ができないかというのを取り入れて、見直しに反映していきたいと思っております。

○兼本委員

市民の皆さんのコメントを読ませていただきました。今課長が言われるような形の問題点、あと、ごみ袋代が高いじゃないとか、分別が大変じゃないのっていうような話、それから、その分別の方法に関してももっと飯塚市から「こういうふうにしたら、こうできるんだよ」っていうようなことを教えてほしいと。

市民の認識の中では、ちょっと分からないところもあるんだというようなことは書いてありました。ということは、先ほど言われましたように、ある程度この内容を見直し計画の中に入れていかれるということであるなら、ここにも多く書かれていますけど、「こういうことを決定してやっていきましょう」という説明会をしてほしいって書いてある方が多いと思うんです。

やっぱりその市民の認識、ここに書いてあるものを捉えたと、説明会というのは必要ではないのかなというふうに思うんですけど、やっぱりしないという考えのままでいかれますか。

○環境対策課長

質問委員が言われます基本計画の見直しに関する説明会というのは行うつもりはございませんけども、その政策の中で、今後プラごみでごみの減量化を図っていく、分別方法が増えていくということになれば、市民への説明が必要になるのではないかと考えております。

○兼本委員

ちょっと一回読んでください。ここに多分そのようなことが書いてあります、今現状で。ずっと何ページかありますが、大体そういうことですよ。

市のほうでもこういう形で分別頑張ってくださいということも書いてあります。ただ、私たちはそれは分からないんだと、どうやってやっていいかも分からないんだ、ごみ袋の値段も上げてほしくないというような中で、上げなくて済みますよっていうこともできれば一番いいんでしょうけども、そうじゃないことだってあるかもしれませんし、負担も——、今は満足しています、けども今度ごみ処理計画でこういう分別のやり方を変えると、それじゃあちょっと満足じゃなくなるよっていうことも出てくると思うんですよ。

なので、最低でもやっぱりこういうことをやるんだっていうことが決まったときには、市民の皆さんに協力を求めないと駄目じゃないかなと思いますので、ぜひその見直し計画なのかどうかというよりも、ごみを減らしていこうという飯塚市の方針があるわけでしょう。この方針の中でこういうことをやっていくんだということをはっきりと市民に伝えないと、協力いただけないのかなという市民意識調査の内容ではないかなと思いましたので、ぜひ、その辺りは説明なりをやはり市民の皆さんにしっかりとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今日はこの市民意識調査に関してのみ質疑ができると思ったらいいいですか。

○委員長

報告に対してですね。

○江口委員

見直し全般に関してではなく、市民意識調査のみですね。分かりました。

今回の調査に関して、市としては市民意識調査として十分なサンプルが集まったと思われますか。

○環境対策課長

回答者数で一応581人おられますので、ある程度大きな意見がもらえたんじゃないかなと

考えております。

○江口委員

先ほど言われたのは、15年以上住んでおられる、60代以上の女性の方がかなり多かったとお話がありましたよね。「お住まいは次のどれですか」を見ても9割が戸建てです。周知方法とかを考えると、果たしてこれが市民意識調査として妥当なのかどうか、私は疑問に思います、それが一点。

あと、14ページにある問【16】ですけれど、「ごみの分別を増やした方がよいと思われるものはありますか」というものの中で、明示されているものは4品目なんです。プラスチック製品、小型家電製品、紙おむつ、生ごみなんです。ごみの組成分析調査を見ても、そのほかのものはあるんだけど、この4品目を特定して選んだのはどういった理由からでしょうか。

○環境対策課長

個別にこの4品目を挙げさせてもらった理由につきましては、他市もこういう状況の調査を行っていることがありましたので、それを参考にさせてもらいながら、今、組成分析調査とかでもこれらのものが割と多く含まれているという話でありましたので、この4つを挙げさせてもらい、それ以外については「その他」という形で書いてもらうようにしておりました。

○江口委員

6月の一般質問でも言ったんだけど、組成分析調査で一番多いのは古紙・古布です。数字を見ると、古紙・古布が約4割程度っていうふうな話をさせていただきましたよね。古紙・古布は入っていません。そしてあと、剪定ごみについても結構あるんです。この2品目を外した理由としてはどういった理由からですか。

○環境対策課長

まず、古紙・古布につきましては、本市におきましては拠点ボックスでの回収を行っておりますので、一応分別をしているという認識で行っております。

剪定ごみにつきましては、現在可燃ごみでも出しておられる方もおりますし、事業者で出されているのもありますけども、一般の市民の方で割と出されているかどうかというのでは、あまりないような感じですので、回答の欄から外しております。

○江口委員

古紙・古布は拠点回収をやっていると言っても、燃えるごみの中に4割入っているわけですよ。クリーンセンターで燃やすごみの4割が古紙・古布なんです。というのが、今までの組成分析調査の実際の数字なんです。そうすると、当然のことながらこの分別収集に追加しようかというのがあってしかるべきだと思っています。

あと、剪定ごみはそんなに入っていないって言われましたけど、剪定ごみもたしか、15%から20%近くあったのではないかと記憶をしております。

そういったことを考え合わせると、果たしてこの市民意識調査が本当にごみの減量を目指した意識調査になっているのかというと、私は疑問に思います。

あと、このアンケート調査はホームページに載せられたんですよね。ホームページに載せられた部分の最初のご案内を見ても、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います、だからそれに合わせて市民意識調査を行いますという形なんですよ。

でも、この前の6月の一般質問で言いましたよね。一般廃棄物処理基本計画の見直しがなぜ今回非常に重要なのかに関しては、それがごみ処理施設の計画に直結しているからですよね。そういった問題の背景が何ら書かれることなくホームページに載せられて、あとは隣組回覧で回っていったわけですよね。

そして、前回の委員会で兼本委員のほうから、ぜひ市長にSNSでこれを紹介してもらったらどうですか、市長がやったら、やっぱり成果が上がりますよ、数字が上がりますよっていうお話がありました。でもそれもないわけです。実際はSNSでは一回も上がってくるのがな

い。フェイスブックでも、インスタグラムでも、Xでも、そして公式LINEでも、この市民意識調査をやっていますよっていうのが上がってこなかった。だから、ある意味、この低調な数字になっているんだと思います。

また併せて、先ほど言いましたように、設問を見る限りでは積極的なごみの減量を目指した調査とは思えない。その点は指摘しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。